令和7年度 第4回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要		
日　　時	令和７年１０月１４日（火）　午後６時～８時	
場　　所	弘前市役所 市民防災館３階 防災会議室	
出 席 者	委　　員 （１３人）	土井委員長、大倉委員、安田委員、相馬委員、小山内委員、佐藤（信）委員、斎藤（明）委員、齋藤（夢）委員、小向委員、大湯委員、一條委員、佐藤（綾）委員、工藤委員
	事 務 局 （６人）	【市民協働課】 土岐課長、山﨑課長補佐、佐藤主幹兼協働推進係長、工藤主査、佐々木主事、吉田主事
欠 席 者	秋元委員、伊藤委員	
議　　長	土井委員長	

会 議 概 要

１　開会

２　議事

（１）制度内容の見直しについて

事前に審査委員から制度見直しに向けた提案・改善点等を募り、事務局からの提案と合わせて審議。令和７年度の案件数は１０件、本会議ではそのうちの５つの案件について取り上げる。

【案件１】スタート部門の概算払について　提出者：事務局

スタート部門では概算払を行っていないが、今年度より補助金額が１０万円に増額したことや高校生や大学生の申請が増えていることから、スタート部門でも概算払を行うことができるよう見直しを行うもの。

・要綱第２０条第２項　概算払いを一般部門に限っている条文の改正

【審議結果】

提案内容のとおりとする。

（意見）なし

【案件２】有償ボランティアについて　提出者：事務局

有償ボランティアについて、時給換算をした際に最低賃金を超える額の謝礼を計上していた事業があり、「有償ボランティアの域を超えているのでは」という意見をいただいたことから、改めて有償ボランティアについて認識を共有するもの。また、人件費は「その他経費」に該当するため、審査の視点についても改めて共有していただくもの。

【審議結果】

・有償ボランティアへ謝礼を支払う場合の基準について、以下のとおり設けることとする。

【ボランティアへの謝礼は、交通費や昼食代などの実費補填を目的としたものとし、原則最低賃金を超えない額とする。】

・予算計上額が基準を満たしている場合であっても、「団体自らの労力をかけて行われているか」、「安易に有償ボランティアやアルバイトで人員を補填していないか」、「従事する内容や時間等に対

して適当な額となっているか」などの視点で、従来通り審査会で判断するものとする。
・上記について確認しやすいよう受付メモの様式も見直すこととする。

（事務局説明）
【有償ボランティアの定義について】
・有償ボランティアについては、一般的に明確な定義づけはされておらず、謝礼の額による線引きも無いことから、当補助金においても、アルバイトとの違いについて募集要項等には明記していない。
・一般的には、「自発的な意志に基づき、他人や社会に貢献する行為」がボランティア活動であり、ボランティアと謳っていても実態が労働基準法上の労働者に該当するような内容であれば、労働基準法や最低賃金法などの各法律が適用されることとなる。
・今後も特に明記はせず、申請時の聞き取りにおいて、アルバイトに該当するような内容の業務を有償ボランティアとして捉えていそうな団体があった場合は、団体内で確認を促すこととしたい。
【有償ボランティア（人件費）の審査について】
・有償ボランティアを含む人件費については、「その他経費」に分類している。「その他経費」は審査会の意見を聞いて、市長が適当と認めたものを補助対象経費として認めているもので、個別に審査委員会で審査することとしている。審査の際は、「団体自らの労力をかけて事業が行われているか」、「安易に人件費を計上し、外部の労力で補填していないか」という視点で、審査をお願いしている。
・人件費について、人数や額が適正かどうかについては、引き続き審査会で個別に審査をお願いしたく、改めて審査の視点等を共有していただきたい。

（意見）
・有償ボランティアへの謝礼は最低賃金を基準としてはどうか。最低賃金以上はボランティアとはいえないと思う。
・ボランティアは「無償」という感覚がある。各団体が少ない原資で活動を展開しているので、できれば無償でボランティアを集めることができたら良いと思う。有償にしたいということであれば、その理由が大事だと思う。例えば「有償にしないと人を集められない」、「どうしても有償にせざるをえない」など、何かしらの理由があると思うので、理由も含めて考えるべきだと思う。
・ボランティアは本来、自主性・主体性を持って取り組むものだと思うが、交通費や昼食代ぐらいは必要だと思う。
・単に最低賃金以下なので良いという判断をするのではなく、従事する内容や時間に見合っているかという視点が大切だと思うので、交通費や弁当代程度というのであれば、最低賃金という基準を設ける必要は無いのではないか。
・団体が提出した内容について、まず事務局がチェックや情報収集を行い、そのうえで審査会で判断する必要があると思う。従事時間を確認しないと適当かどうかわからない部分もあるし、多い・少ないの感じ方は個人差があるため、それを確かめるために審査の時間を使ったらいいと思う。額が適当でない（高い）という意見が多い場合は、例えばその部分だけを除いて審査をするということもあり得るのではないか。

【参考】

外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等	講師等謝礼	上限なし
専門的な技術を有していない協力者への謝礼等（有償ボランティア）	その他経費	原則最低賃金を超えない額
アルバイトとして雇用したり外注する場合の人件費	その他経費	最低賃金以上

【案件３】事前相談締切期日の厳守について　提出者：事務局

【審議結果】
・「事前相談」を廃止する。また、「募集期間」を「申請書類受付期間」に改め、受付期間を１週間程度前倒しする。
・上記の見直しに伴い、募集要項の表紙に記載している注意事項（団体へのお願い）の内容についても見直すこととする。

（事務局説明）
事前相談については、令和３年度の見直し会議において事務局が案件を提出し、令和４年度から取り入れている。当時の見直し会議での事務局説明と委員からの意見は以下のとおり。
〔事務局説明（一部抜粋）〕
・団体のサポートに時間をかけるため、申請前に団体があらかじめ「事前相談」に訪れることを徹底し、周知を強化したい。
・申請期限ギリギリに提出する団体が多く、中には最終日に一度も相談のないまま提出する団体もある。申請内容を確認する時間や団体とやり取りしながら事業をブラッシュアップする時間が限られてしまうため、事前相談を徹底したい。また、大半の団体が書類をやり取りしながら調整している状況であり、かつタイトなスケジュールで動いてもらうことになっているため、事前相談をすることで、団体側もある程度ゆとりを持って進めることが可能となると考える。
・もし事前相談が無かった場合でも、募集期間内であれば申請を受け付けることにしたい。

（意見）
・事前相談期間や募集期間はルールであり、公平性の問題もあるので厳守していただきたい。
・事前相談を必須としても良いと思う。審査会でどのようなことを言われているかを事務局から聞いたりしながら企画をブラッシュアップする期間は大事だと思うので、「企画ブラッシュアップ期間」というような名前でも良いのではないか。
・「締切日１週間前までに事前相談」という記載だと、初めての場合「１週間前に行けば大丈夫だろう」と思って相談に行くかもしれない。そこから申請書類を整えるのは大変だと思うので、１ヶ月前などもっと早い段階で来ていただけるような記載に見直し、１週間前までにはきちっとした事業計画ができているというようにした方が、それぞれ負担も減って良いと思う。
・募集締切に駆け込んでくる団体が多いということなので、募集締切を前倒しするなど、事務局が余裕を持って事務作業を進められるような設定にしてはどうか。
・募集要項をしっかりと読めば１週間前までの相談が必要だとわかるが、全然相談しなくても大丈夫と思っている人には、ちゃんと読んでもらえないのではないか。「事前相談」ではなく「仮提出期間」や「事前申請期間」など、この日までに１回提出されないと受理できないというような、強い効力がある名称に変えてみるだけでも効果があると思う。
・現状だと、事前相談の内容や１週間前に設定している理由などが初めて申請する方にはわかりづらいと思う。
・「書類提出期限」などの名称とし、「書類の確認と相談を経て申請受理となります」と併せて明記することで、書類の提出期限から申請受理に至るまでの流れを明確にすると良いと思う。
・事前相談をもっと早く設定し、事前相談と募集期間を重ならないようにしてはどうか。
・見直しには賛成だが、変更に気が付かない継続団体がいるかもしれないので、周知を徹底してほしい。

【案件４】採点表について　提出者：委員

採点表に低い点数をつけた場合に、採点表の余白にアドバイスなどを記載する提案を更に明確にするため、採点表に欄を設けてはどうか。（「低い点数の場合はこの欄に記載してください」も書いておく。）

【審議結果】

・採点表の様式へコメント欄を追加する。
・コメント欄を追加するが、現行どおり、原則審議の場で発言を行うこととする。

（事務局説明）

・令和５年度制度見直し会議まとめ　案件３「公開プレゼンテーションでの審議について」参照。
・弘前市市民参加型まちづくり１％システム審査マニュアル（抜粋）８・９ページ参照。
・「審査項目の中で、評価できない項目がある場合（特に低い点をつける場合）には、その理由と併せて、団体の活動の次につながるような改善案やアドバイスを直接行うようにする。」
「上記のことについて、できるだけ審議中に発言することとするが、発言ができなかった場合は、採点表の余白にコメントを記載できることとし、事務局は、団体へのフィードバックの参考とする。」と記載している。

（意見）

・欄外に意見を書くことが理由としては弱いように感じられる。設けられている欄に、こういう理由でこの点数をつけていますというのがあれば、間違えて記入したり、無意識のうちに低い点数をつけました、ということが防げると思う。
・欄が無いと書くことを忘れてしまう可能性がある。発言できなかった場合には、採点表の余白に記入しましょうというルールがあるのであれば、記入する欄は設けておいた方が書きやすいし、書き忘れも無くなると思う。
・意見を書くと時間を要し、審査の時間が長くなってしまう心配があるため、記入する欄が必要ないということではないが、発言することに重きをおいて進めたほうが良いと思う。

【案件５】採点方法について　提出者：委員

不採択だった場合や、採点に偏りが大きい時は、

・上下をカットして再平均を出す
・再審議
・低い点数の方が何か勘違いをしていないか確認

などをして救済してもよいのではないか。

【審議結果】

現行どおりとする。

（事務局説明）

弘前市市民参加型まちづくり１％システム審査要領参照。

審査方法

（１）一般部門

ア　審査は、別表１（１）の審査基準に基づき、申請書類及び公開プレゼンテーションの内容を踏まえ、総合的に判断し実施する。

イ　一般部門の交付決定を受けた回数が０～２回の事業

①　委員は、審査採点表Ａ（様式１）を用いて採点する。

② 基準点を６０点とし、評価点が６０点未満の場合は、補助金を交付できないものと判定するものとする。また、審査項目の平均点が３点未満の場合も同様とする。

ウ 一般部門の交付決定を受けた回数が３回以上の事業

① 委員は、審査採点表Ｂ（様式２）を用いて採点する。

② 基準点を６０点とし、評価点が６０点未満の場合は、補助金を交付できないものと判定するものとする。また、公益性、将来性若しくは費用の妥当性の審査項目の平均点が６点未満の場合又は必要性若しくは実現性の審査項目の平均点が３点未満の場合も同様とする。

〇弘前市市民参加型まちづくり１％システム審査マニュアル（抜粋）８・９ページ参照。

③審議・採点

・各委員がそれぞれの知識や経験に基づく評価を述べたり、事業内容に対する意見を共有したり、その他経費の妥当性等について委員間で議論する。

※他の委員の意見を参考にしたり、互いの足りない情報を補い合うことは、審査のプロセス上、重要なことです。

・「審査項目の中で、評価できない項目がある場合（特に低い点をつける場合）には、その理由と併せて、団体の活動の次につながるような改善案やアドバイスを直接行うようにする。」

・「上記のことについて、できるだけ審議中に発言することとするが、発言ができなかった場合は、採点表の余白にコメントを記載できることとし、事務局は、団体へのフィードバックの参考とする。」と記載している。

（意見）

・審議の場が設けられているので、あえて再審議というよりは、全部意見を出し切るつもりで発言していただきたい。

・どういう基準で点数をつけているのかという視点を、委員で共有することも大事だと思う。

・委員はそれぞれの分野から市民の代表として審査を行っており、様々な視点から点数をつけているため、審査の点数はすべて有効に反映されるべきだと思う。

・不採択になった場合に、もう一度挑戦して欲しいという意味で意見を出すということも、１つの応援につながると思う。無理に救済しなくても、これからもっと発展することができるように意見をたくさん出していくことが、採択・不採択に関わらず大事なことだと思う。

・低い点数をつけたものに関して、その意見が反映されずに採択になった場合、不安要素が少なからずある中で事業を実施することはリスクが大きいと感じる。再審議が必要というよりは、点数が低かった理由をきちんと団体に共有し、再挑戦してもらう体制を整えていくことが大事だと思う。

３ 閉会